

当座預金

ご利用いただける方	<ul style="list-style-type: none"> 個人および法人のお客さま ※口座開設（当座勘定取引契約開始）にあたって、当金庫により審査を行わせていただきます。
期間	<ul style="list-style-type: none"> 定めはございません。
預入 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位	<ul style="list-style-type: none"> 随時お預け入れいただけます。 1円以上 1円単位
払戻方法	<ul style="list-style-type: none"> 小切手または手形により、払い戻しいたします。
利息	<ul style="list-style-type: none"> 無利息となります。
税金	—
手数料	<ul style="list-style-type: none"> 小切手帳および手形帳の発行には、所定の手数料をいただきます。
付加できる特約事項	<ul style="list-style-type: none"> 公共料金の自動支払のお取り扱いができます。 当座貸越契約のお取り扱いができます。
中途解約の取扱い	—
金利情報の入手方法	—
苦情処理措置 ・紛争解決措置	<p>【苦情処理措置】 本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス推進室(9時～17時、電話:0120-310-708)にお申し出ください。</p> <p>【紛争解決措置】 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)、熊本県弁護士会(電話:096-325-0913)、鹿児島県弁護士会(電話:099-226-3765)の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス推進室または全国しんきん相談所(9時～17時、電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客さまから、上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。</p> <p>なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客さまにもご利用いただけます。その際には、①お客さまのアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)、②当該地域の弁護士会に紛争を移管し、解決する方法(移管調停)もあります。くわしくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス推進室もしくは全国しんきん相談所にお問い合わせください。</p>
その他参考となる事項	<ul style="list-style-type: none"> 一定の事由が生じた場合、当金庫からお客さまへ通知により、ご解約いただく場合があります。 この預金は、預金保険の対象であり、全額保護されます。